

第10回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和6年4月25日(木) 午前9時30分
- 2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 業務報告について
 - 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第8 報告第1号 第1回総務小委員会の報告について
 - 日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第10 報告第3号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 農業委員
 - 1番委員 新田 義修
 - 3番委員 主濱 学
 - 4番委員 佐藤 恵一郎
 - 5番委員 熊谷 喜彦
 - 6番委員 高橋 敏彦
 - 8番委員 太田 豊
 - 9番委員 駿河 信一 以上7名

農地利用最適化推進委員

 - 南部地区担当 長嶺 敏彦
 - 中部地区担当 藤村 与志夫 以上2名
- 5 欠席委員 農業委員
 - 2番委員 吉清水 秀明
 - 7番委員 勝田 徹 以上2名
- 6 説明のために会議に出席した者
 - 農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子
 - 同 主任主査 細川 直樹

同
同

主查
主任

大村 和臣
鈴木 伸空

開会時刻 令和6年4月25日（木） 午前9時30分

佐々木事務局長 只今より第10回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が7名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては4番佐藤恵一郎委員と5番熊谷喜彦委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第10回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年3月26日から令和6年4月25日までの報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第9回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第1号について補足説明させていただきます。議案書は4ページからをご覧ください。

整理番号1番は、きょうだい間での贈与の案件です。

整理番号2番は、親子間での贈与の案件です。

整理番号3番は、新規参入予定の法人が農地を買い受ける案件です。この法人の新規参入に係る手続は令和5年度から対応しており、昨年度の農地小委員会において面談等は実施したところです。今回、必要書類が整理されたうえで申請書が提出されたことから本総会に上程されることとなりました。

以上より、議案第1号の各案件については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、佐藤恵一郎農業委員、長嶺敏彦推進委員、藤村与志夫推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を佐藤農業委員にお願いします。

佐藤農業委員 4番の佐藤です。それでは私の方から議案第1号について、令和6年4月17日に長嶺推進委員及び藤村推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番及び2番の現地は、いずれも農地として利用されていることが確認できました。

整理番号3番の現地は、作付は一部のみとなっていましたが、全体はいつでも耕作できる状態に管理されておりました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は3件です。議案書は12ページから18ページまでをご覧ください。

始めに整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は周囲が傾斜のある山林、産業廃棄物処理施設等の雑種地及び東北自動車道等により囲まれ一団の他の農地とは分断された生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されると考えられ、周辺の土地において代替性がないことを確認していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

次に整理番号2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。本件は申請地に隣接して行われている商業地等の開発工事において、その中で計画されている温浴施設で必要となる源泉汲み上げ施設の設置可能性を探るにあたり、設置候補地として申請地を試掘するため工事用の仮設用地も含め約2年間使用するというものであります。申請地は農振農用地区域にある農地ではありますが、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断される場合には3年以内の一時転用であれば認められるとされていることから許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

最後に整理番号3番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の中に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、転用面積が既存施設の面積155.03平方メートルの2分の1以内の面積であることから農地転用目的の不許可の例外規定における既存施設の拡張に該当するものと見られます。また、資金計画ですが、代金は全額支払済みのため受領証明書類により事業の確実性について確認しているところです。

なお、整理番号1番及び3番につきましては、本年1月の総会において滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定についてご審議いただいた案件となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長 なお、本議案の整理番号1番及び3番の現地調査については、第7回総会議案第6号において報告済みですので省略しております。
それでは、本案件のうち整理番号2番についての現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第2号のうち整理番号2番について、現地調査を実施いたしましたのでご報告申し上げます。

整理番号2番の申請地の位置は、滝沢市役所本庁舎から東へ約530メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は雑種地、西側は道路及び水路を挟み市道拡幅工事箇所、北側は市道整備工事箇所、南側は道路及び水路を挟み農地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は20ページからをご覧ください。案件は所有権移転が1件となっております。

整理番号1番は、現在貸借契約をしている農地と付帯する山林を買い受ける案件です。

以上、議案第3号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ

ます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第3号について現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番の農地につきましては、農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の移転を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は23ページ及び24ページをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施いたしましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番の申請地の位置は、盛岡大学から北へ約1.1キロメートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は登記地目が原野であるものの現況は山林、西側は農地、南側は砂込川を挟み山林になっており、現地は周囲の山林と一体になってしまっていることから農地への復元は容易でない様子が確認できました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、第1回総務小委員会の報告について総務小委員会太田副委員長より報告をお願いします。

太田副委員長 総務小委員会副委員長の太田です。総務小委員会は委員長を議長である駿河会長が務めておりますので、副委員長の私の方から第1回総務小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は26ページをご覧ください。

第1回総務小委員会は令和6年4月8日に総務小委員会委員6名が出席し、令和6年度の農業委員会活動計画について具体的な協議を行いました。

今年度は毎年行っている活動に加え、11月下旬に2泊3日の県外視察研修を、また、5月24日の農業委員・推進委員研修会では有機農業に対する知識を深める研修会を開催する計画といたしました。

また、非農地判定につきましては、総会議決事項ではなく農地小委員会において決定することとし、農地パトロール以外でも地域の委員3名による現地調査において判定することを可能といたしました。

以上で第1回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長

日程第9、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第10、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書27ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第10回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年4月25日（木） 午前10時05分

議 長 _____

会議録署名人 4 番委員 _____

会議録署名人 5 番委員 _____

これは原本である。

令和6年4月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一